

# 栃教協自主研修助成金交付要綱

## 1 目的

この助成金交付は、栃教協会員の自主研修について助成し、会員の資質向上と栃木の教育の発展に寄与することを目的とする。

## 2 助成金の総額

この助成金の年度内総額は、50万円を上限とする。

## 3 助成金の内容

### (1) 助成金交付対象

- ・栃教協会員で構成された自主研修サークル。
- ・他の機関から助成金の交付を受けていない自主研修サークル。

### (2) 助成対象となる活動

- ・授業実践や業務の改善に向けた取組等、教育専門職として資質の向上や多忙感解消につながることが期待されるもの。(趣味的サークル活動は除く)

### (3) 交付申請並びに実績報告書及び会計報告書について

- ・栃教協自主研修助成金申請書（様式1）を栃教協事務局に送付する。郵送にかかる経費は自己負担とする。
- ・助成金の交付を受けたサークルは、交付を受けた年度の3月末までに栃教協自主研修実績報告書（様式3）を栃教協事務局に提出する。
- ・研修実績については、「栃教協自主研修サークル活動紹介」として、栃教協教育新聞にてその活動を全会員に公表する。また、連協会長から依頼があれば、「栃教協夏期研修会」において発表するものとする。
- ・助成金の交付を受けたサークルは、栃教協自主研修実績報告書（様式3）とともに栃教協自主研修会計報告書（様式4）を栃教協事務局に提出する。

### (4) 交付申請期間について

- ・毎年度6月1日から7月31日とする。

### (5) 助成金について

- ・助成金は、1サークル50,000円とする。

### (6) 助成金使途対象経費

- ・講師旅費・謝金、会場費、印刷費、参考図書費、研究発表会参加費、通信費、会議費、消耗品費等の研究（活動）に対する経費。

## 4 助成金交付決定及び助成金の交付

### (1) 助成金の交付申請に基づき、選考委員（副会長・事務局）による審査後、理事会の承認を経て助成の可否を決定する。

### (2) 助成金交付サークルについては、栃教協教育新聞にて公表する。

(3) 交付決定されたサークルについては、栃教協自主研修助成金交付決定書を通知する。通知を受けたら、栃教協自主研修助成金交付請求書（様式2）提出する。請求書が届き次第、助成金を交付する。

(4) 提出された交付申請について、交付が認められないことが決定した場合には、栃教協自主研修助成金非該当通知により通知する。

## 5 助成金の返還

次の事項が生じた場合には、助成金を返還するものとする。

(1) 交付申請及び研修実績報告書・会計報告書が虚偽のものであることが明らかになった場合。

(2) 交付申請及び研修実績報告書・会計報告書が未提出の場合。

この要項は平成26年6月1日より施行する。